



〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話:045-682-5271 FAX:045-682-5253

W05119994号-1

日本原燃株式会社 殿

2018年8月31日

ロイド・レジスター・グループ・
 インスペクションサービス 事業部長

2018年度 第1回定期監査 報告書

(その1) 監査室の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	2018年度 第1回定期監査	
監査対象部門	(その1) 監査室	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館	
監査実施日	2018年7月17日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)	

2. 2018年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景及びこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃(株)（以下、JNFLと記す）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の改善策（以下、「改善策」と記す）」および、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン（以下、「アクションプラン」と記す）」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当てると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

その結果、「アクションプラン」の総括、「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム（以下、QMSと記す）の対応状況など、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着し、自律的改善が展開されている状況より、全体と

しては QMS が各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、JNFL においては、2017 年度の第 2 回保安検査等で指摘された「再処理施設 非常用電源建屋非常用ディーゼル発電機 B 補機室への雨水流入事象」、「ウラン濃縮工場 分析室天井裏のダクト損傷事象」、「JAEA 大洗内部被ばく事故に対する水平展開不足」の問題に対して事業者対応方針が策定され、その方針に基づいた活動が継続している状況を踏まえた上で、LR は 2018 年度の定期監査を実施することとしました。

2.2 2018 年度 第 1 回定期監査の対応方針

今回の監査は、JNFL の各受審部署において、日常業務（品質目標として取上げられた主な活動）が、効率的・効果的に実行されている状況の確認を視点としたプロセス監査に加えて、監査室、安全・品質本部及び各事業部の保安活動が継続的に改善されている状況を主要な視点としました。

また、これまでの監査において QMS に係る活動と位置付けた内部監査の実施状況並びに教育・訓練の状況などについても引続き監査対象としました。

以上の対応方針を基に、2018 年度 第 1 回定期監査の実施項目を表 1 に示します。

表 1 2018 年度 第 1 回定期監査の実施項目

	監査実施項目	監査対象
(1)	日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	保安活動が継続的に改善されている状況(不適合管理の取組み状況)	○
(3)	その他(内部監査の実施状況、教育・訓練の状況等)	○
(4)	前回までの監査結果(観察事項等)のフォローアップ状況	○

なお、監査室においては、前回までの監査結果で指摘事項及び観察事項がないので、フォローアップの対象はありません。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査を主体に行いました。但し、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付して頂き、文書監査の対象に組み入れるものとしました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものです。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA 展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部署によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。従って、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要です。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆JNFL 全社品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009（日本電気協会）（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。
なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

監査室に対する監査実施項目は、上記2.2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は1部署でした。

監査結果を添付1に、今回の監査における提言事項を添付2に、そして、監査日程と出席者を添付3に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態を捉えていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2.2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、指摘事項及び観察事項は観察されませんでした。なお、1件の「提言事項」を提起しましたので、詳細については添付2(提言事項)をご参照下さい。

7.2 監査実施項目に対する個別所見

(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況

日常業務の実行状況として、2018年度品質目標で取り上げられた事業部監査との役割分担の明確化、及び指摘事項の受け止めに関するアンケート調査活動については、いず

れも監査室の内部監査に係るパフォーマンスの改善に資する活動と見受けられ、同時に新規に制定された品質目標策定要則の目的に適った活動であると捉えることができます。

また、品質目標達成活動の進め方は、第1四半期実績に対する監査室長コメントのフォロー責任者を明確にした上で、具体的なアクションに移行している状況より、全体的には適切であると認められます。

なお、2018年度は第1四半期を経過した直後で活動の初期段階であることを踏まえ、今後、保安規定の正式改訂がなされて、改訂版に基づいた役割分担見直し後の内部監査が効率的・効果的に実施されるよう、更なる活動の進展が期待されます。

(2) 保安活動(不適合管理の取組み状況等)が継続的に改善されている状況

監査室に起因する不適合への取組みとして、発生事象に対する不適合管理票並びには是正処置実施票が起票され、適切に運用されていることを確認しました。

一方、年度別にすべての不適合事案に対する不適合処置と是正処置が、それぞれの管理台帳によって処理の遅滞防止に向けた管理がなされており、更に、是正処置が予定完了時期を経過した事案に対しては、毎月の不適合是正処置有効性レビュー会議においてトレースされるなど、不適合管理の取組みを通じて保安活動が継続的に改善されている状況の一端を確認しました。

以上の状況より、不適合管理システムの運用は確実に浸透しており、特段の懸念される事象は観察されませんでした。

(3) その他

①内部監査の実施状況

2017年度の再処理事業部に対する監査実績の一部、並びに2018年度の輸送管理部に対する監査実績について各種エビデンスを閲覧しましたが、監査室内部監査要則に基づいて年度ごとの全体計画及び個別計画が策定され、内部監査員有資格者によって監査が実施されていること、及び各種コメントが提起され、そのフォローが適宜、確認されている状況より、全体として品質マネジメントシステムの改善に資する監査活動が展開されていることを確認しました。

②教育・訓練の実施状況

内部監査員の担当以外の監査場面(含む準備段階)に積極的に参加させることで、内部監査員の更なる力量向上を目指した活動が2018年度の品質目標に加えられており、今後の進展が期待されます。

8. 終わりに

今回の定期監査は、品質目標から抽出した日常業務における活動項目の実行状況、不適合管理の取組みを通じた保安活動の継続的な改善状況、内部監査の実施状況、並びに教育・訓練の状況などに対して実施しました。上記7.2項の監査実施項目に対する個別所見で概説したとおり、ひとつひとつの業務は適切に実行されており、更に、現状に満足することなく改善を目指した取組みが随所に見受けられたことから、全般的には良好な状況下で業務が遂行されていると捉えることができます。

特に、主要業務の内部監査については、取組み方によって形骸化し易い業務のひとつと見られますが、綿密な検討を経て準備されたチェックリストの使用や管理層を主体としたインタビューの採用などによって、監査側及び被監査側の双方に緊張感が維持されており、形骸化の防止に役立っているものと評価します。

一方、現時点で活動の形骸化防止に有効な手段であっても、同じパターンを繰り返し行うことは、時間の経過と共に形骸化のリスクを高める可能性が考えられるので、パターンを変える工夫が望まれます。その観点で、例えば、インタビューの対象に様々な階層の実務担当者レベルを含めてみることで、職場のどの階層においても、決められたことが正しく理解され実行されているかの適合性監査に役立ち、更に、トップの意向が正しく伝達されているかの確認にも役立つことから、実態把握に立脚した内部監査の効果を更に高めるやり方のひとつとして検討されては如何でしょうか。

また、従来から、重点活動項目に対してはチェックレベルを上げた厳しい観点での監査項目が設定され、時宜を得た対応がなされておりますが、その一方で、前回監査結果などの情報を基に、状態が良いと評価された活動や領域に対しては、例えば、被監査部署あるいはインタビュー対象者に応じて、監査時間配分や監査項目面で厳しさ程度を緩和する合理的なやり方なども考えられます。

内部監査に限らず、あらゆる業務を取り巻く状況は変化しております。その変化に追従すべく、色々な視点での改善策を積極的に取り入れることにより、なお一層の、効率的で、効果的な内部監査が期待できるものと思われまます。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編 (W05119994号-0) に記載しますので、ご参照下さい。

以上

2018 年度 第 1 回定期監査結果

(監査室)

被監査組織ごとの監査結果を記載しました。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応しています。

2018年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	監査部 品質監査グループ	
監査実施日	2018年 7月 17日 (監査員: XXXXXXXXXX)	
<p><u>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</u></p> <p>a. 内部監査に係る事業部との役割分担の明確化 ◆各事業部での保安規定に係る内部監査の廃止による効率化に向けて、保安規定の改正案(文書①及び②)がまとめられており、規制委員会との調整作業が行われていることを確認しました。</p> <p>b. 被監査部署が意義を認めた指摘事項等に関わる一定割合の確保 ◆内部監査での指摘事項に関して、被監査部署の受け止め方をアンケート形式で調査を行う活動(文書③)を開始しました。輸送管理部に対するアンケート結果(文書④)は、観察事項に対する納得感など、総じて好意的に評価されている状況でした。なお、添付2の提言事項1を参照下さい。</p> <p>c. 担当部門以外の監査への参加による監査員の力量維持・向上 ◆主任監査員以外の監査員を準備段階や監査中などに参加させることで監査力量を向上させる活動が展開されており、良かった点、反省点、改善提案などが文書⑤によりまとめられていることを確認しました。</p> <p><u>(2) 保安活動が継続的に改善されている状況</u></p> <p>a. 不適合管理の取組み状況 ◆不適合管理台帳(文書⑥)により、不適合の処置結果の承認を以って6件すべての不適合処置が遅れ無く完了していることを確認しました。 ◆是正処置については、是正処置管理台帳(文書⑦)により、完了/未完了の区別が明確であり、未完の事案に対しては、不適合是正処置有効性レビュー会議において進捗を継続的に監視されていることを確認しました。 なお、発生した不適合に対しては管理票(文書⑧)が起票され、是正処置要の判断の後、処置実施票(文書⑨)により是正処置が実施されていることを確認しました。</p> <p><u>(3) その他</u></p> <p>a. 内部監査の実施状況 ◆現時点における2018年度の実績として、輸送管理部に対する内部監査の計画が文書⑩～⑫により行われていること、インタビューメモ(文書⑬)及び監査報告書(文書⑭)で監査の実施状況が明らかにされていること、更に、監査過程での抽出事項に対する処置状況が文書⑮で明確にされているなど、各種の手続きが監査室内部監査要則に基づいて適切に実施されていることを確認しました。 ◆2017年度の監査実績例として、報告書(文書⑯)により、再処理事業部に対する内部監査が監査員リスト(文書⑰)に登録の監査員によって実施されていることを確認しました。</p> <p>b. 教育訓練、力量管理 ◆上記(1)c項の、監査員の力量維持・向上に対する監査と重複します。</p>	<p>(参照文書・記録等)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>	
<p><u>(第三者監査所見)</u></p> <p>主要業務の内部監査は、監査要則に基づいて計画・実施されていることがエビデンスによって明らかであること、また、品質目標達成活動において内部監査の質的向上を目指した改善活動項目が取り上げられていることなどから、やるべきことに真摯に向き合っている業務を遂行している様子がうかがえました。現時点で懸念される事象は観察されません。</p>		

提言事項

・提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものです。採否については、被監査者に一任されます。

<提言事項>

1	指摘事項の受け止め方に関するアンケートについて
関連部門	監査部 品質監査グループ
<p>指摘事項に対する被監査部署の納得感の受け止め方については、アンケートの設問やタイミング、アンケート回答者の選定などにおいて、できる限り、本音を引き出せるような工夫や配慮について検討されては如何でしょうか。アンケートが形式的なものになるか、内容が伴ったものにできるかは、そのやり方に大きく依存していると捉えることができます。</p>	

2018 年度 第 1 回 第三者定期監査出席者(監査室)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査 部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	17	火	9:30	9:54	0:24	監査室	品質監査G		H1 206 会議室
			9:55	11:40	1:45		品質監査G		
			13:00	15:00	2:00		—		
			15:10	15:25	0:15		監査室長 品質監査G		